

無鉛はんだ合金事件（審決取消訴訟事件）	
事件の表示	平成20年（行ケ）第10484号 平成21年9月29日判決言渡 原告：株式会社日本スペリアル社 被告：東京半田錫工業共同組合
判決	特許庁が無効2007-800071号事件について平成20年11月12日にした審決を取り消す。
参照条文	特許法第36条第6項第1号（旧36条）
キーワード	サポート要件

〔事実関係〕

1. 事案の概要

原告は、発明の名称「無鉛はんだ合金」の特許権者である（特許第3152945号）。被告は本件特許（請求項1～4）について無効審判を請求し、特許庁は請求項1～4に係る特許を無効とする旨の審決をした。

そこで、原告は上記審決の取消しを求め、審決が取り消された事案である。

2. 争点

請求項1～4に係る特許が特許法36条（旧36条）6項1号の要件（いわゆるサポート要件）を満たしているか等について。

3. 本願発明の内容

[訂正審判後の特許請求の範囲]

【請求項1】

Cu0.3～0.7重量%、Ni0.04～0.1重量%、残部Snからなる、金属間化合物の発生を抑制し、流動性が向上したことを特徴とする無鉛はんだ合金。

【請求項2】

Sn-Cuの溶解母合金に対してNiを添加した請求項1に記載の無鉛はんだ合金。

【請求項3】

Sn-Niの溶解母合金に対してCuを添加した請求項1に記載の無鉛はんだ合金。

【請求項4】

請求項1に対して、さらにGe0.001～1重量%を加えた無鉛はんだ合金。

4. 審決の内容

「…すなわち、無鉛はんだ合金が本件発明1の組成を有することにより、『金属間化合物の発生を抑制し、流動性が向上した』という性質が得られたとの結果の記載並びにその

理由として『CuとNiは互いにあらゆる割合で溶け合う全固溶の関係にあるため、NiはSn-Cu金属間化合物の発生を抑制する作用をする』との趣旨の記載があるにすぎず、本件発明1が有する性質である『金属間化合物の発生を抑制し、流動性が向上した』が達成されたことを裏付ける具体例の開示はおろか、当該性質が達成されたか否かを確認するための具体的な方法（測定方法）についての開示すらない。」（8頁18行～26行）

「本件明細書の『発明の詳細な説明』が、当業者において、無鉛はんだ合金が本件組成を有することにより、本件発明1が有する『金属間化合物の発生を抑制し、流動性が向上した』という性質が得られるものと認識することができる程度に記載されたものとはいえない。」（8頁27行～30行）

上記等の理由から、請求項1～4に係る特許が特許法36条（旧36条）6項1号の要件を満たしていないため、請求項1～4に係る特許を無効とする審決がされた。

<参考>

本件の実施例（表1）

表 1

サンプル	成分					融点 deg. C	強度 kgf/mm ²	伸び率 %
	Sn	Cu	Ni	Ga	Ge			
1	残部	0.5	0.05			227/232	3.4	36
2	残部	0.5	0.1			227/232	3.4	42
3	残部	0.5	1			229/233	3.5	33
4	残部	0.6	0.05			227/231	3.3	48
5	残部	0.7	0.4			227/231	3.4	40
6	残部	2	0.02			227/245	3.4	24
7	残部	0.5	0.05	0.01	0.02	227/235	3.3	46
8	残部	0.5	0.05		0.1	227/236	3.2	38
9	残部	0.5	0.05		0.3	227/236	3.3	35
比較								
サンプル A	残部	0.5				227/232	3	23
B	残部	0.7				227/231	3.1	20

5. 裁判所の判断

(1) 特許請求の範囲の記載が、特許法旧36条6項1号に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により、当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである。

(2) 本件訂正後の明細書（甲3）の「発明の詳細な説明」には、「金属間化合物の発生を抑制し、流動性が向上した」ことについての具体的な測定結果は記載されていない。

確かに、数値限定に臨界的な意義がある発明など、数値範囲に特徴がある発明であれば、その数値に臨界的な意義があることを示す具体的な測定結果がなければ、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できない場合があり得る。しかし、本件全証拠によるも、本件優先権主張日前に「S nを主として、これに、CuとNiを加える」ことによって「金属間化合物の発生が抑制され、流動性が向上した」発明（又はそのような発明を容易に想到し得る発明）が存したとは認められないから、本件発明1の特徴的な部分は、「S nを主として、これに、CuとNiを加える」ことによって「金属間化合物の発生が抑制され、流動性が向上した」ことにあり、CuとNiの数値限定は、望ましい数値範囲を示したものにすぎないから、上記で述べたような意味において具体的な測定結果をもって裏付けられている必要はないというべきである。

6. 考察

- (1)本件優先権主張日前に「S nを主として、これに、CuとNiを加える」ことによって「金属間化合物の発生が抑制され、流動性が向上した」発明が存在しなかったこと。
- (2)数値限定を行っている発明：数値自体に特徴がある場合、望ましい数値範囲を示した場合等

以上